

幸せな市民生活を目指して



秋津市民センター

コミュニティ

幸せな市民生活を目指して

本市においては、町内自治会をはじめ、子供会、婦人会、老人会、P・T・A、社会福祉協議会など多くの地縁団体の手で、環境美化、文化、スポーツ、防犯、防災など多彩な地域活動が営まれて

おり、これらをとおして地域への愛着が生まれ、連帯の輪が広がっている。

本市は、地域住民のこのような自発的な活動がさらに活発化し、地域連帯感が一層深まるよう、町内自治会、地域公民館などの活動に対して助成を行うとともに、市民センター、近隣公園、児童公園、老人福祉センター、老人憩の家などのコミュニティ施設整備を積極的に推進している。

特に、近年各地に建設している市民センターは、公民館、児童館、図書館分館、支所などの複合施設であり、地域活動の中核拠点として、好評裡に活用されている。

このように、本市においては、次第に活発化する地域活動をとおして、心のふれ合いが生まれ、強い連帯意識に結ばれた市民の手による真の地域自治が、今、各地で着実に育ちつつある。



地域の人総出の一斉清掃

保健衛生

幸せな市民生活を目指して

■市民の健康管理

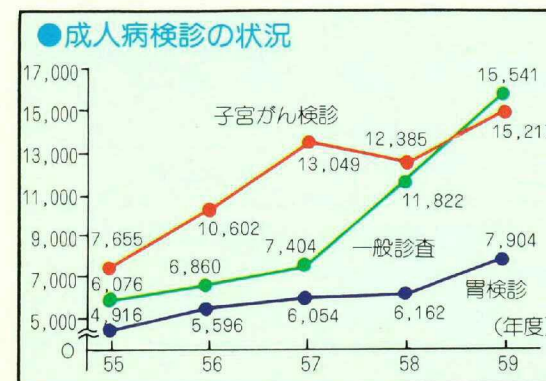
市民の健康が、市民生活の基礎であることはいうまでもない。

近年、平均寿命の伸び、青少年の体位の向上など、市民の健康は著しく改善されてきている。しかしながら、一方では都市化の進行の過程で、生活様式、生活環境が大きく変貌し心身の健康を阻害する新たな要因も増大しつつある。

このため本市は、昭和54年「健康都市」宣言をし、すべての市民の心身の健康を市政の目標に掲げ、母子保健対策事業、成人病対策事業（老人保健法関係も含む）などの各種の保健衛生はもとより公衆衛生の向上及び推進を図っている。

その拠点として、熊本保健所・西保健所・東部保健センター・北部保健センターを設置、昭和59年併設隔離病舎を含む市民病院の完成を契機に、新たな施策を展開している。

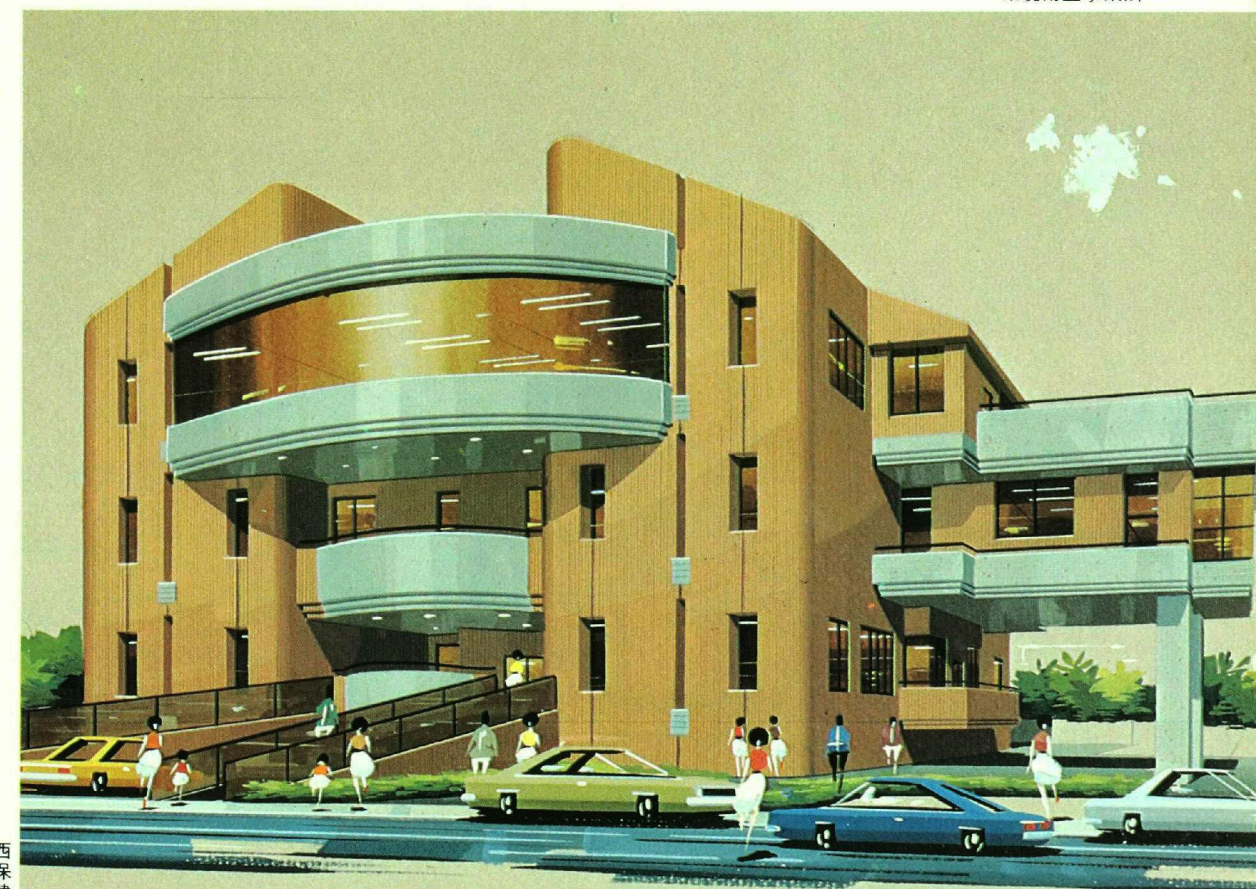
また、公害関係・飲料水関係・食品細菌関係などの試験検査業務を行う保健衛生研究所、動物愛護の啓蒙、普及、飼い犬及び野犬対策を行う動物管理センター、こん虫の駆除・あき地等の雑草除去の指導などを行う環境衛生事業所を拡充し、市民の健康保持のため諸事業を長期計画のもとに推進している。



西保健所完成予想図



環境衛生事業所



防災

幸せな市民生活を目指して

我が国は、地理的な位置その他の自然条件から、暴風、豪雨、地震、噴火、地すべり等多種多様な災害要因を内包している。一方、都市を中心とする人口の過密化、土地利用の高度化、危険物の増加などの社会的要因が顕在化し、毎年おびただしい数の災害が発生し災害の種類、態様も多様化、複雑化している。

熊本市も、当然このような諸条件を内包していることから、予想されるあらゆる災害に対応出来る万全の体制を整備し災害に備えている。

本市では、災害発生時の的確かつ迅速な情報の収集・伝達及び通信手段の確保を目的として、いち早く「熊本市防災行政無線システム」を導入開局したのははじめ、熊本市にしばしば甚大な被害を与えている洪水に備え、昭和56年から2年計画で、水防テレメーター装置を導入し、坪井川等の河川の要所6箇所に水位観測局を、市庁舎等6箇所に雨量局を、坪井川、井芹川流域7箇所に警報局をそれぞれ設置し、全局を市役所の水防本部情報連絡室で集中監視し、被害の未然防止、被害の軽減に努め、さらに、昭和60年6月には建設省が開発したレーダー雨量計の簡易端末装置を設置し、九州全域の降雨状況を5分間隔で捕捉し、観測値

の情報と併せて的確な情報判断を行い、早期警戒体制の確立による水防体制の万全を期している。

また、毎年1回、梅雨期前に水災、火災、震災、を想定した総合防災訓練

を実施し、防災関係者による防災技法の向上と、連帯協調の精神涵養及び市民による防災意識の高揚に努めるとともに、防災週間中の行事として総合防災展を開催し、防災思想の普及を図っている。

■河川と総合的治水計画

河川は国土の保全・社会生活の安定・産業基盤の確立等意義は極めて大きいものがある。

熊本市域171.7km²に対する排水河川は中央都市部を白川、北部地域を坪井川、南部地域を緑川の各河川水系に大別される。

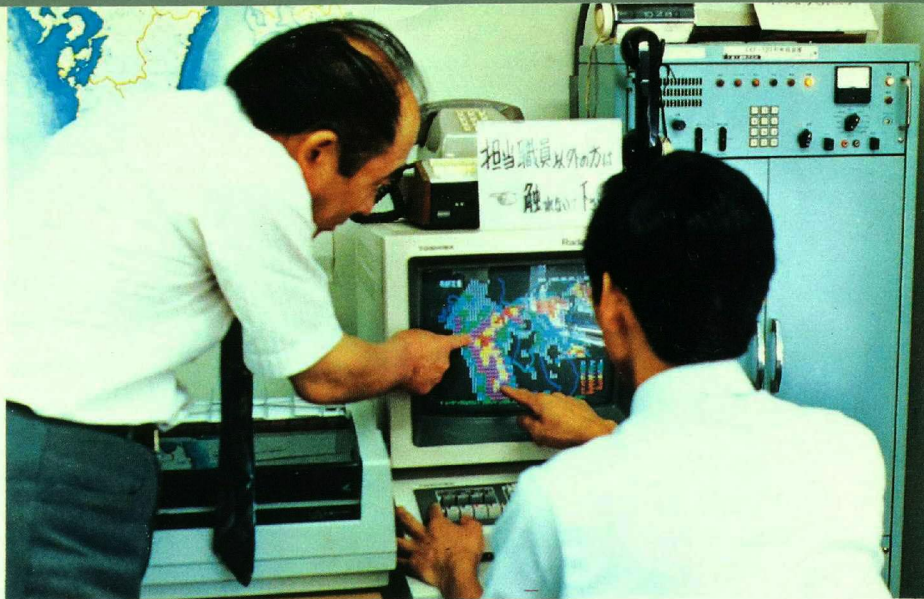
洪水防御は河川改修が基本施策であるとの考え方に立ち、河川管理者（国・県）と共に民生安定を図るため計画的又重点的に改修を進めており、治水効果も除々に高まっている。

特に、法河川のうち、都市小河川（健軍川、藻器堀川（放水路も含む）、万石川（兎谷川も含む）、麴川）については昭和47年度から県からの受託事業として改修促進を図っている。

また、谷尾崎川、天明新川、前川については準用河川に指定しており、中でも谷尾崎川については捷水路の新設などの事業を進めている。

主な河川は次のとおりである。

- ・1級河川 白川水系 白川
緑川水系 緑川、加勢川、木山川、秋津川、矢形川、木部川、鶯川、無田川、天明新川、健軍川、藻器堀川
- ・2級河川 坪井川水系 坪井川、井芹川、万石川、麴川



レーダー雨量計簡易端末装置

- 除川水系 除川
- ・準用河川 緑川水系 天明新川
坪井川水系 谷尾崎川、前川
- ・普通河川 坪井川水系 松尾川、平川、小山田川、成導寺川、泥川、荒谷川等
緑川水系 無田川
近津川水系 近津川
河内川水系 岩戸川、へり山川

水路については、市民生活に密着した都市排水路と農業用排水路に大別できる。

都市排水路整備については、昭和51年度に全市にわたって現況調査を行い、その調査を踏まえて昭和52年度に排水困難地域20箇所を特別排水路として指定し年次計画により、その他を一般排水路として治水並びに環境整備を目的として事業を進めており治水安全度も高まっている。

しかし、近年都市化の進展に伴って流域の形状の変化によって丘陵、台地など比較的高い土地にも都市型洪水が発生している現状にかんがみ、今後の排水路整備については再度現況調査を行い、現有治水施設を有効かつ効率的に活用を図る必要があり、そのためには市域全体を対象とした総合的治水計画を樹立すべきとの認識に立ち現在その作業を進めている。

なお、昭和59年度末現在の排水路延長は566.03kmでこのうち整備済延長は318.71kmとなり、その整備率は56.3%となっている。

消防

幸せな市民生活を目指して

近年における都市の発展は著しく、土地の高度利用による建物の高層・深層化、更に、社会情勢の進展に伴う生活様式の変化は、災害発生要因をますます複雑化し、火災をはじめとする各種災害は広域・大規模化の傾向にある。

このような災害の防止と被害軽減のため、常備消防として消防局（総務・予防・警防・通信指令の4課）、消防署（中央・慶徳・健軍の3署）及び、消防出張所（島崎・田崎・小島・川尻・南熊本・清水・京町・楠・出水・託麻・北部・河内・飽田・天明13出張所）に職員536人、消防用車両（62台）を配備して日夜住民の安全確保に努めている。

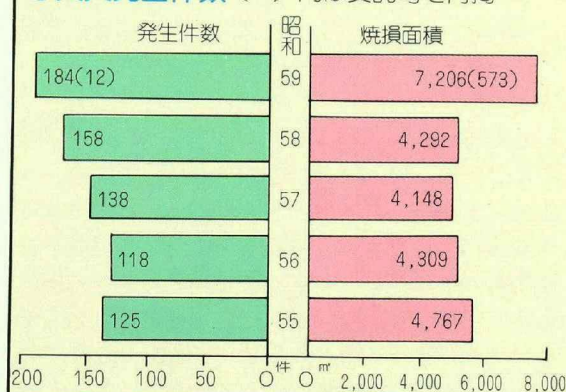
とくに、市域周辺の都市化進行により、本市を核とした熊本都市圏が構成され、都市圏行政の展開として、広域消防体制を確立。また、地域住民の自主防災活動の拠点として設置された熊本市広域防災センターは、予想を上回る入館者があり、「自分達の街は自分達で守る」という住民一人ひとりの防災意識の高揚に重要な役割を果たしている。

今後、ますます増大する住民の消防への期待に応えるため、安全な都市づくりを目指し防災総合機関として消防体制の充実強化に努めている。

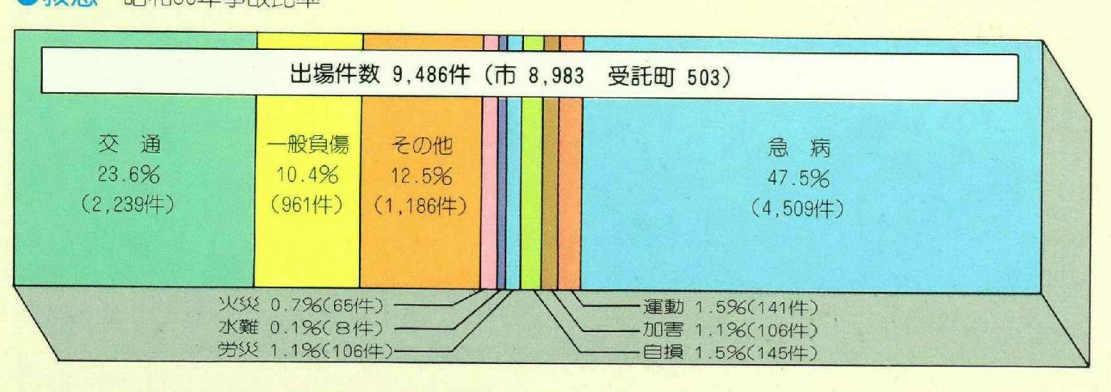


通信指令室

●火災発生件数（ ）内は受託町を再掲



●救急 昭和59年事故比率



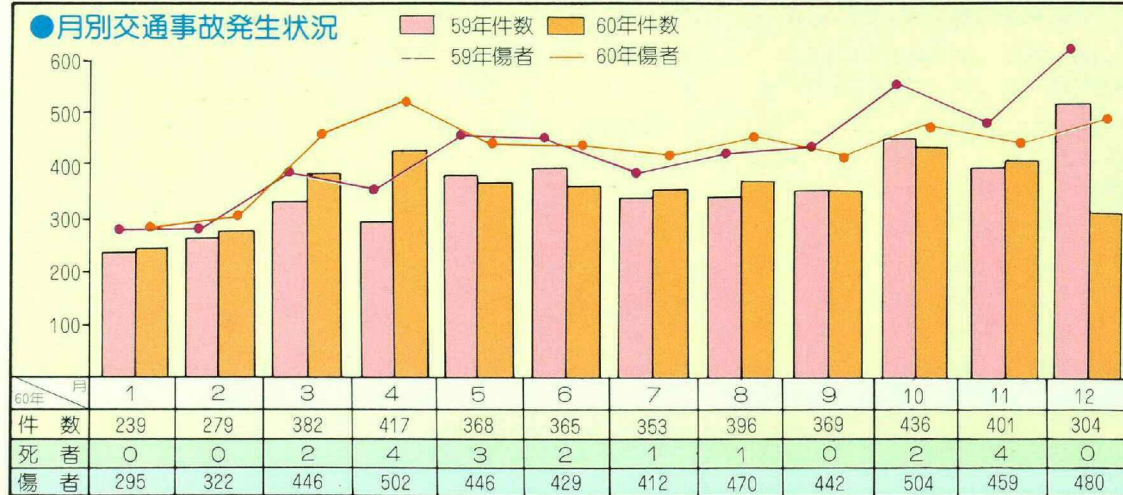
交通安全

幸せな市民生活を目指して

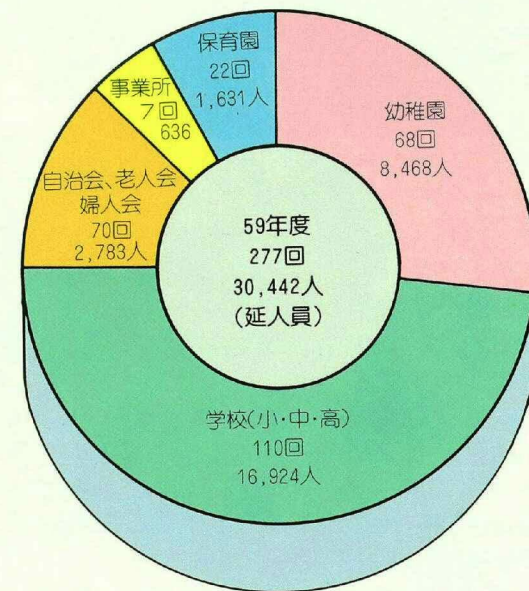


交通安全教室

●月別交通事故発生状況



●交通安全教育実施状況



自動車、オートバイ産業の振興に伴い、また、需要の増大にも起因して車両台数、交通量は年々増加しており、本市における自動車台数は既に20万台に達し、10年前の2倍となっている。

特に、軽便なファミリーバイク等は近年驚異的な増加の傾向にある。

昭和48年以降昭和56年までは、交通事故発生件数及び死傷者は減少傾向にあり、その定着化がみられたが、昭和57年から本年にかけて再び増加の一途をたどっている。

モータリゼーションの進展は、人々の日常生活に機動性と便益を与え、わが国の経済発展に貢献しているが、一方では悲惨な交通事故が多発し、人々を不幸におとしめている。

交通事故のない安全で住みよい生活環境を確保することは、最も重要な課題であり、歩行者、自転車利用者特に、子供と老人を守るための交通安全教室の開催、交通安全思想の高揚、交通安全施設の整備等の交通安全活動を強力に推進するとともに、不幸にして交通事故にあった市民を救済するため、交通災害共済事業や交通遺児対策、交通事故相談業務に努力をつづけている。

心身障害者福祉

幸せな市民生活を目指して

■身体障害者福祉

身体障害者福祉の理念に基づいて、身体障害者の更生を援助し、その更生のために必要な保護を行い、身体障害者の生活の安定に寄与するなど、その福祉の増進を図っている。さらに本市は、熊本国際障害者年推進会議の提言に基づき、「障害者福祉長期計画」を策定し、あたたかい心のふれあう福祉都市の実現に努めている。

身体障害者援護対策としては、身体障害者手帳交付、更生医療の給付、補装具の交付、修理、更生援護施設への入所等のほか、重度身障者には日常生活用具の給付、福祉電話の貸与、医療費の助成及び福祉手当の支給などを実施し、家庭や地域社会を基盤とする在宅福祉サービスの充実を計っている。

また、身障者の社会参加、社会活動を促進するための福祉バス運行事業、視覚障害者へのガイドヘルパー派遣事業、聴覚障害のための手話通訳設置事業を行っている。

■精神薄弱者福祉

精神薄弱者(児)の多様な問題にこたえる相談窓口として福祉相談室を設け、援護、育成に必要な調査、判定検診及び措置、指導を行っている。

その施策の一環として、精神薄弱者(児)で社会的更生に必要な生活指導並びに作業指導を行い、自立更生を図る目的で通所更生施設「はなぞの学苑」を自然環境に恵まれた柿原公園の近くに開所している。

また、療育手帳所持者は、特別児童扶養手当、福祉手当、重度障害者(児)医療費の助成、援護施設入所者の家庭負担金の軽減、障害者住宅整備資金の貸付、バス・市電運賃の割引等の実施のほか、在宅の重度障害者への家庭奉仕員(ホームヘルパー)



身障者運動会

●身体障害者手帳交付数

		年度末現在	新規交付 (年度中)	転入 (年度中)	転出・返還 (年度中)	変更(年度中) 18歳に達した場合	年度末現在
視覚障害	18歳未満	36	2	2	1	-3	36
	18歳以上	1,994	74	37	33	+3	2,075
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	117	5	6	2	-7	119
	18歳以上	1,719	53	19	23	+7	1,775
音声・言語・そしゃく機能障害	18歳未満	5				-1	4
	18歳以上	106	10	1	4	+1	114
肢体不自由	18歳未満	271	18	11	2	-19	279
	18歳以上	6,915	324	96	114	+19	7,240
内部障害	18歳未満	82	16	2	9	-2	89
	18歳以上	1,035	219	31	40	+2	1,247
計	18歳未満	511	41	21	14	-32	527
	18歳以上	11,769	680	184	214	+32	12,451

一)の派遣、在宅重度心身障害者(児)の緊急保護、障害者優待証の交付など、精神薄弱者福祉の増進に努めている。

住宅対策としては、住みよい環境づくりとして、専用住宅の増改築に障害者住宅整備資金貸付制度

を設けている。

さらに、障害者と一般市民とのふれあいの場として希望荘夏まつり、身障者スポーツの振興と健康増進のため、家族を含めた大運動会などを開催している。

児童福祉

幸せな市民生活を目指して

児童福祉法の理念に基づき、次代を担う子供たちを「心身ともに健やかに育成する」ことを責務として、児童福祉施設の充実、整備など諸施策の推進に努めている。

児童福祉施設には、保育所・母子寮・助産施設・児童館（児童センター）・児童遊園などがある。

(1)保育所（110施設）

母親の労働・出産・疾病その他の理由により、その乳幼児の保育が十分でなく、保育に欠ける状態と認められる場合に、保護者の代りに乳幼児を保育する施設である。

近年、核家族の増加または生活水準向上志向等とともに母親の職場進出により、保育需要が増大・多様化し、障害児保育・長時間保育・乳児保

育・夜間保育などの社会的要請が強まっている。このような社会情勢を踏まえ、市では保育所整



母子福祉センター



備・保育所保育の充実に努めている。

なお、障害児保育は、その障害児の福祉の増進を目指して、保育所における障害児保育の拡充を図っている。

(2)母子寮（2施設）

配偶者のいない母親とその児童が、精神的・経済的な困難あるいは、児童の教育・健康が不十分な状態などの場合に、母親とその児童を母子寮に入所措置し、入所世帯の自立を図るため、指導援助する施設である。

(3)助産施設（1施設）

経済的理由によって入院助産を受けることができない妊産婦に助産を受けさせ、母体とその児童の健康と安全を図ることを目的とする施設である。

(4)児童館（児童センター）（7施設）

児童に健全な遊びを与えて、その健康の増進と情操の向上を図ることを目的とする児童厚生施設である。

(5)児童遊園（1施設）

児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童厚生施設である。昭和55年に開園した国際児童年記念モデル児童遊園がある。

秋津市民センター児童館

老人福祉

幸せな市民生活を目指して

医学の進歩等に伴い、日本人の平均寿命は著しく伸び、いまや高齢者に対する福祉施策は、緊急の課題となっている。

本市では老人福祉法の理念に基づき、要援護老人に対しての施設福祉対策、在宅老人の心身の健康を図る在宅福祉対策を二つの柱として、その推進に積極的に取り組んでいる。

施設福祉対策として、一般の健康な老人に対しては、老人福祉センターを5ヶ所、老人憩の家を71ヶ所（昭和59年度末現在）を建設し、核家族化が進む中で、地域における老人の交流や、老人の憩の場所を提供している。また在宅で介護が困難な老人に対しては、特別養護老人ホームや養護老人ホームなどの老人福祉施設への入所措置を行っ

ている。

在宅福祉対策としては

1. 寝たきり老人対策として、老人家庭奉仕員派遣事業、移動浴槽車派遣事業、短期保護事業、寝具乾燥事業、日常生活用具給付事業を実施し、心身の健康保持に努めている。

2. ひとり暮らし老人対策として、老人福祉電話貸与事業及び相談業務、安否確認を目的とした訪問事業を実施している。

3. 生きがい対策として、生きがいと創造の事業に基づく講習会の開催、農園貸与事業、青葉スポーツ大会、ゲートボール大会、作品展などの開催、老人クラブの育成及び助成事業を実施し、老人の文化活動、スポーツ活動、社会活動の推進に努め



青葉スポーツ大会

ている。

4. 敬老祝賀事業として、満88歳以上の老人に対する祝金の支給、市長による満100歳者に対する名誉長寿証・祝金の贈呈、敬老の集いを実施している。

その他の事業として、老人特別回数券の交付及び老人の部屋造りを目的とした老人居室整備資金貸付事業等を実施している。また有識者による高齢者対策懇談会を設置し、今後の老人福祉対策について、答申にむけ鋭意審議している。

生きがい作業所



社会保障

幸せな市民生活を目指して

■国民年金

昭和34年4月に国民年金制度が発足して26年が経過した。この間、国民年金制度は物価スライド制の導入、障害年金の通算制度の取り入れ、外国人の加入制度の発足など毎年のように改善充実がはかられ、今では社会保障の中核として市民の老後の支えとして大きな役割を果たすようになってきている。

特に、昭和61年4月から、国民年金制度を土台とした基礎年金制度がとりいれられ、将来の老齢化社会を公平で長期的に安定したものにするため、公的年金制度の一元化がはかれることになった。

本市では、市民の豊かな老後保障を目指し制度の普及と業務の円滑な運営のため、国民年金委員の設置、銀行口座振替制度の採用、業務の電算化を実施してきており、昭和60年度は従来の3ヶ月毎の納付から納めやすい毎月納付への切替を実施した。さらに年金説明会及び移動相談の実施など、新しい年金制度の普及と、未加入者及び未納者の解消に積極的に取り組み、市民の年金受給権の確保に努めている。

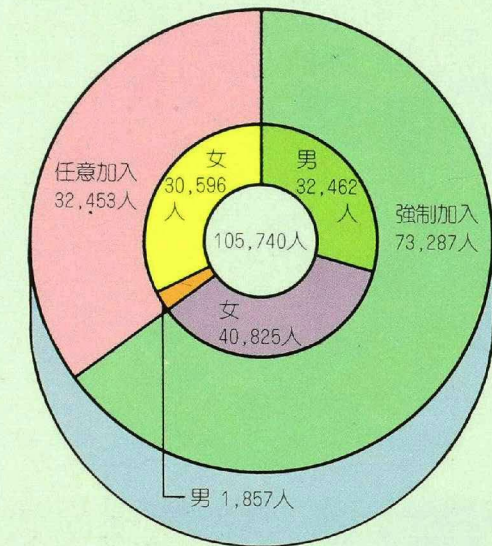
■生活保護

生活保護制度は、生活に困窮した人々に最低生活を保障することだけでなく、さらに積極的にそれらの人々の自立助長を図ることも目的としている。

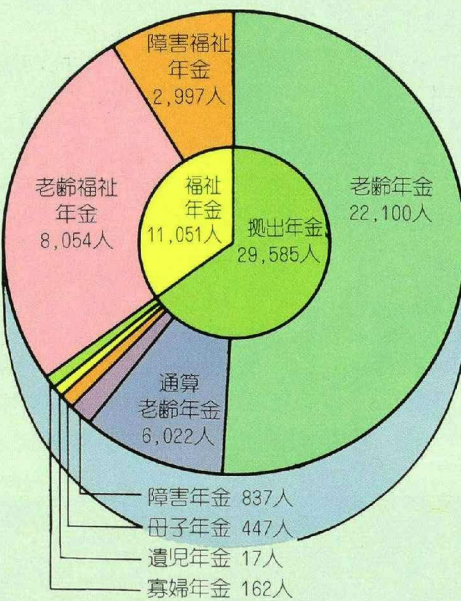
本市における保護の動向をみると、ここ数年、保護世帯、人員ともに微増の傾向にあり59年度は6264世帯11124人が保護を受けている。内訳については、傷病者世帯(2887)が半数近くに達しており、ついで高令者世帯(2210)、母子世帯(836)の順となっており、近年特に母子世帯の増加が目立ち、昭和56年頃から年1割位増加し続けている傾向にある。また扶助費の種類別では、医療扶助のしめる割合(59.0%)が最も高くなっている。保護を受ける原因をみても、傷病を理由とするものが766世帯あり保護開始世帯数(1214)の63%に達している。

地区別にみると、市中心部の旧市街地区が保護率が高く(1,000分の30以上)高令者世帯も多い。一方農業地域及び新興住宅地の多い周辺地区が保護率も低く(1,000分の10以下)になっている。

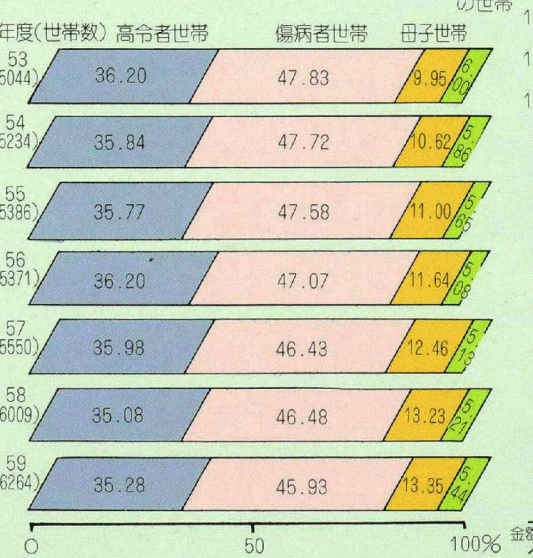
●被保険者数 (59年度末)



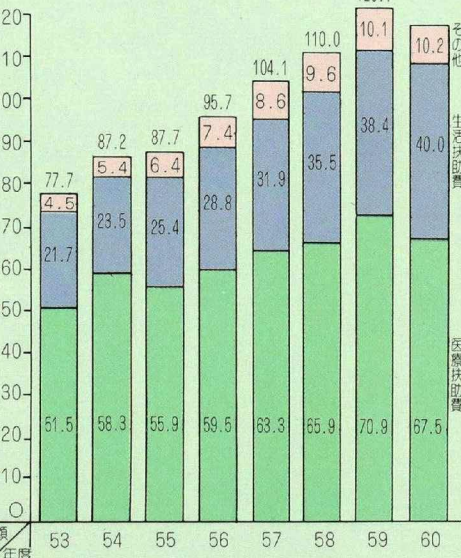
●受給者数 (59年度末)



●被保護世帯の世帯類型別割合の推移状況



●生活保護費の推移状況



■国民健康保険

本市の国民健康保険は、相互扶助の精神に基づき昭和34年7月に事業を開始して26年を経過した。当初は加入者が42,266世帯、150,686人であったが昭和59年度末現在で71,605世帯、175,220人にのぼり年々増加している。

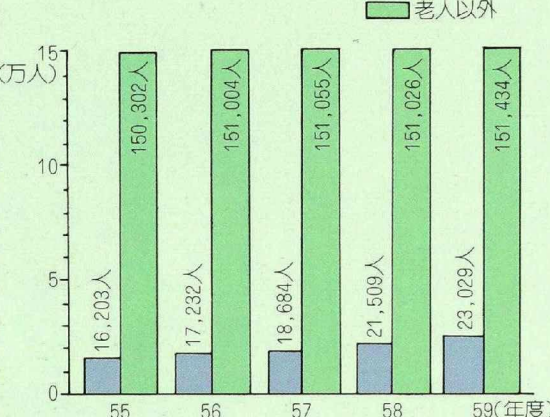
給付の内容は、当初5割給付であったのが、7割給付になり、高額療養費支給制度の実施、更に昭和59年10月には退職者医療制度が発足し、年々と給付率の改善が行われてきた。

また、昭和54年度に健康都市宣言が行われ、市民の健康に対する関心が高まり、保健施設事業として実施してきたはり・きゅう施術費助成事業(昭和36年実施)、あんま施術費助成事業(昭和50年実施)に加えて、昭和55年度から新たに海の家・の開設、スポーツレクリエーション施設の入場料割引を実施し、被保険者の健康づくりに役立っている。更に、昭和59年度からは疾病の早期発見・早期治療の契機とするため、コンピュータードックを実施して、被保険者の健康の保持・増進をめざしている。

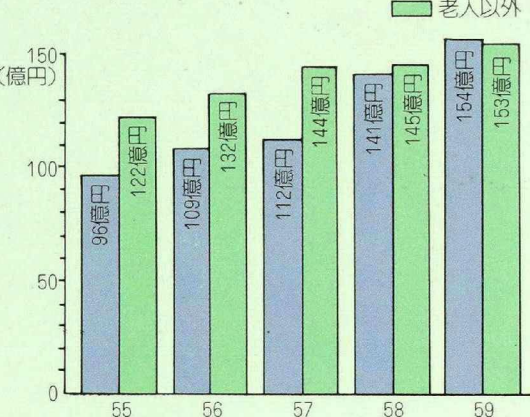
しかし、近年の老齢化社会の到来により老人の医療費の伸びはめざましく、本市の昭和59年度決算で老人保健拠出金は81億円となっており対前年度比で26%を超える伸びとなり、昭和60年度当初予算では94億円と歳出予算総額の40.9%を占めている。それに加えて退職者医療制度の創設により国庫支出金は削減され、対象者が国の見込みを大きく下回ったことによる負担増により本市の国民健康保険財政は非常にきびしい状況になっている。

●老人と老人以外分の比較

◎被保険者数

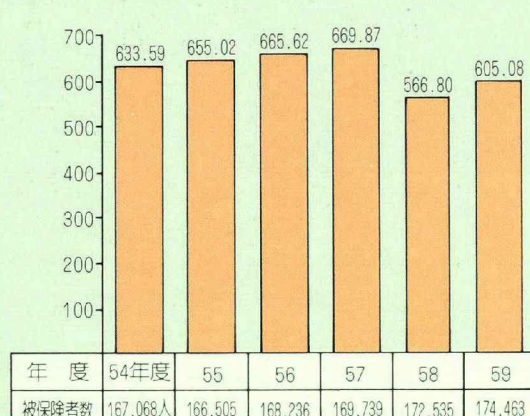


◎医療費 (10割額)

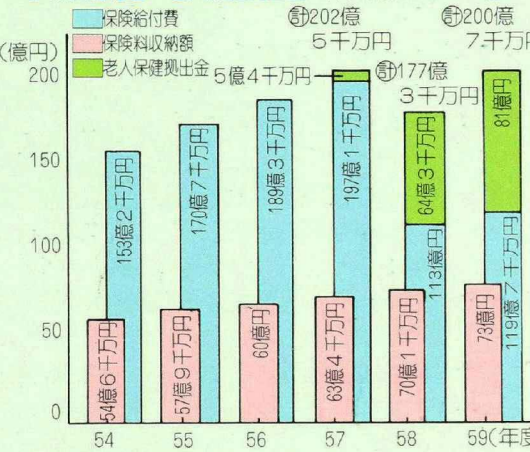


●受診率の推移

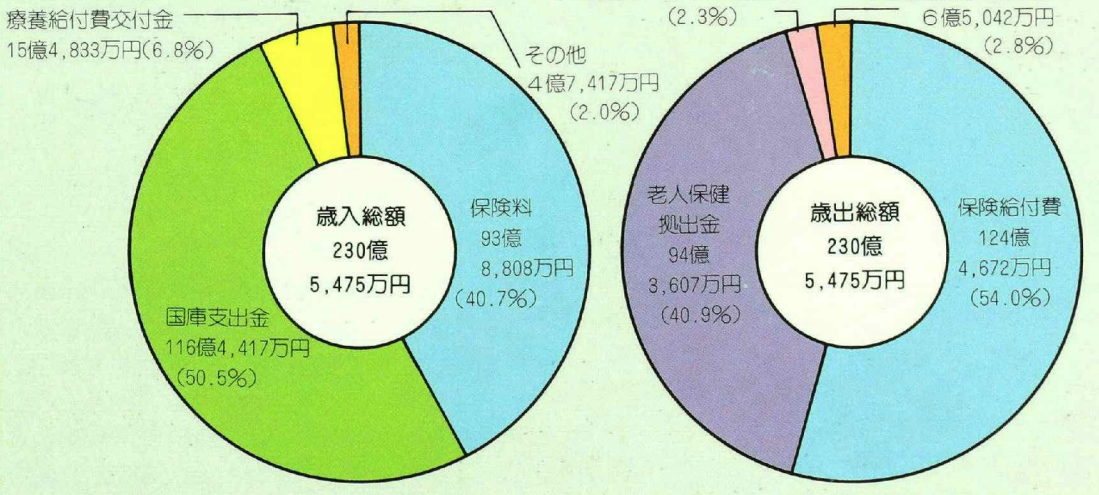
(被保険者100人当り受診件数)



●保険給付者+老人保健拠出金と保険料収納額の推移



●昭和60年度当初予算



勤労者福祉

幸せな市民生活を目指して

本市の雇用安定対策は、就労者の定着及び福祉の向上、そして技能者の育成を主軸としている。また、高齢化社会への移行に伴い、中高年齢労働者の雇用、福祉対策には力を入ると共に、勤労者の生涯教育を基本に働きがい、生きがいの創造など質的な面にも力点を置いて努力している。

雇用の安定対策

(1) 若年労働力の確保

県及び職業安定機関と密接な連けいを図る一方、関係団体（熊本雇用対策協議会、熊本市産業開発求人対策協議会）の活動強化を促し、その協力を得て労働力の確保対策を推進している。

(2) 中高年齢者対策

① 高齢者職業相談室

昭和50年7月から熊本公共職業安定所の協力を得て、市民相談コーナーに「熊本市高齢者職業相談室」を開設し、2名の常駐相談員により55歳以上の人々の求職相談を中心に実施している。

② 中高年齢労働者福祉センター（通称サンライフ熊本）

中高年齢労働者等の雇用の促進と福祉の向上を図るための施設で昭和58年3月オープンした。この主な事業内容は、中高年齢労働者の雇用の促進と福祉の向上を図るため、職業相談、職業情報の提供などを行うとともに、心身の健康保持、体力の増強及び教養、文化などのための便宜を供与することを目的とした施設である。

労働力の定着及び福祉対策

(1) 施設を通じての福祉対策

① 勤労青少年ホーム

15～25歳までの勤労青少年を対象として昭和46年5月オープンした。59年度は、年間35,962人の勤労青少年が利用している。

② 勤労婦人センター



ワープロ教室（職業訓練センター）

市内の勤労婦人及び勤労者家庭の主婦を対象として昭和49年6月にオープンした。59年度は、年間74,049人の働く婦人、勤労者家庭の主婦が利用している。

③ 熊本勤労総合福祉センター（通称火の国ハイツ）

勤労者の憩いの場として県、市が誘致し、雇用促進事業団により建設され昭和50年9月オープンした。年間214,179人が利用している。

④ 雇用促進住宅の誘致

他都市から熊本市に就職及び転職した人達のための宿舎として、雇用促進事業団により建設されたもので、竜田宿舎4棟160戸、近見宿舎4棟160戸がある。

(2) 制度面における福祉対策

① 熊本市中小企業勤労者福祉共済制度

熊本市及び市内の事業主が協力して、中小企業に働く従業員の福祉の向上を図ることを目的とした制度で現在658企業10,923人（昭和60年8月1日現在）が加入している。

② 熊本県勤労者信用基金協会への出資金

中小零細企業等に働く多くの末組織労働者に対し融資が受けられるよう、その信用を保証してくれるのが「勤労者信用基金協会」である。この協会の基金として熊本市は2,250万円を出捐している。

技能者の育成

本市産業の発展を担う技能者の育成に力を注ぎ、これまでに多くの優秀な技能者を養成し社会に送り出している。

(1) 事業内職業訓練校への補助

市内で事業内職業訓練を実施している共同訓練5校、単独訓練2校（生徒数260人）に対して補助している。

(2) 熊本職業訓練センター

雇用促進事業団が熊本市花園に施設を設置し、その運営を熊本市職業訓練センター（法人）が行っている。ここでは、熊本市及び近郊にある事業所が自社従業員の技能向上を図るため、各種の職業訓練を実施している。また一般の人々にも各種講習会など広範囲な技能訓練、情報交換の場として大いに活用されている。

(3) 熊本職業訓練短期大学校

職業訓練短期大学校は、熊本市職業訓練センターの養成訓練部門として昭和54年に開校した。働きながら学び、これからの技術革新に対応できる高度の技能と知識を併せもつ実践技能士を養成するための事業内職業訓練校である。現在、訓練科目は建築科と左官科である。週2日の登校で登校日以外は勤務先の事業所において応用実技の訓練を受け3年間で修了する。

消費者行政

幸せな市民生活を目指して

昭和43年に制定された「消費者保護基本法」の趣旨に沿い、消費者の利益を守り健康でより豊かな消費生活を実現させるため、次の4点を柱に消費者行政を推進している。

1. 消費者意識の高揚

○消費生活に関する各種セミナーの開催

消費者セミナー、消費生活移動講座など年間50回以上

○消費生活指導巡回車「くらしのうらおい号」派遣

消費者への情報提供、消費生活相談など消費者啓発を推進し、消費者意識の浸透をはかるため地域を巡回指導。

○小学生用資料「かしこい消費」の作成

学校教育のなかで消費生活に関する知識を身につけてもらうため市内全小5年生へ配布

○消費生活展の開催

消費者が正しい商品知識と自主的な消費行動で、かしこい豊かなくらしを築くため、安全、物価、資源問題等について、消費者参加によるパネル商品展示等を行う。

2. 情報の収集提供

○生活関連物資価格調査及びその公表

○市政日より「くらし」欄の活用

3. 消費者の組織化と活動の助長

○消費者セミナー終了生を対象に組織化指導

○消費者団体に対し協力援助

3団体（約15,000人）へ協力援助

4. 消費者保護行政の推進

○消費者センターの充実

○消費者問題懇談会

消費者センター

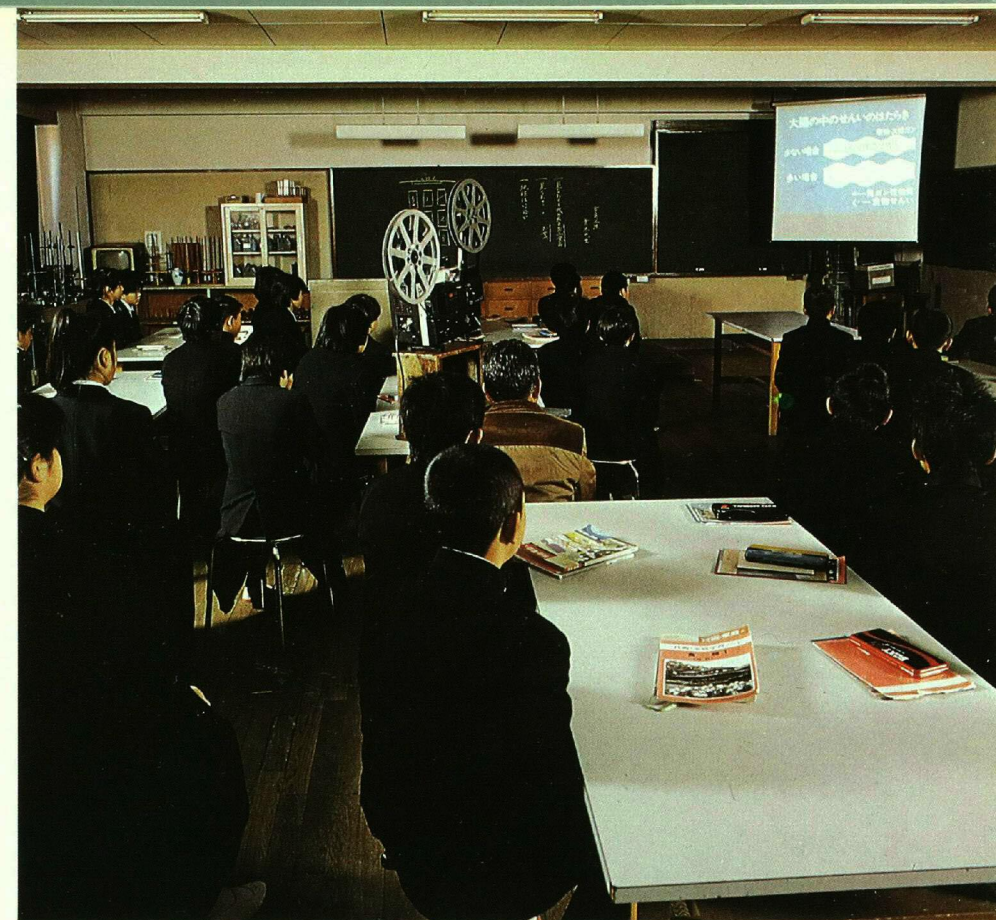
昭和56年オープン以来、消費者啓発と保護の拠点として実績を挙げている。

40名収容の研修室は消費生活に関する学習会や会議をはじめ、料理教室など幅広く利用されており、また各種資料の展示や、一人でも気軽に勉強できる特殊スライド装置（任意情報抽出提示装置……6チャネル）及び16ミリフィルムによる映画会を開くなど、活発に消費者啓発を行っている。

なお、増加の一途をたどる消費者苦情に対しては、消費生活相談員が相談の受付と迅速適切な処理を行っている。

利用状況（昭和56年開館から60年3月31日まで）

来場者数	41,369人
相談受付件数	2,854件
研修室使用回数	608回（10,334人）



小中学校でも消費生活の知識を（帯山中）

●消費生活相談内容（昭和59年度）

